

令和4年度 香川県森林審議会森林転用調整部会議事録

1 開催日時 令和4年8月31日(水) 10時30分～11時30分

2 開催場所 香川県庁本館12階 第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

川口洋子	栗田隆義	東川政富
樋口浩良	増田拓朗	

7名中5名出席(五十音順)

(2) 欠席委員

大西えい子	白井章江
-------	------

(3) 事務局

環境森林部	部長	木村士郎
環境森林部	次長	久保幸司
みどり整備課	課長	竹本雅晴
みどり保全課	課長	渡邊美明
みどり保全課	副課長	鷺岡義晴
みどり保全課	課長補佐	山津宙行
みどり保全課	主任	樋口真士
みどり保全課	技師	中條弘幹
みどり保全課	技師	糸谷涼雅
西部林業事務所	次長	久山保

4 議事録署名委員指名

審議会運営要綱第5の規定に基づき、増田議長が川口委員と樋口委員を指名した。

5 会議に付した議案

諮問事項 (株)富士クリーンの林地開発許可の変更について

6 会議に付した議案の審議結果

諮問案のとおり了承された。

7 議事の経過

別紙のとおり

<p>司会 (鷺岡副課長)</p>	<p>定刻が参りましたので、ただいまから、香川県森林審議会森林転用調整部会を開催いたします。</p> <p>本日、会議の進行を務めさせていただきます、みどり保全課の鷺岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、木村環境森林部長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>木村部長</p>	<p>おはようございます。香川県環境森林部長の木村でございます。</p> <p>香川県森林審議会森林転用調整部会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日ごろより本県の森林林業行政をはじめ、県政各般にわたりまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>この審議会は知事の諮問を受けまして、地域森林計画の樹立、又は変更、林地開発の許可に関する事項、保安林の指定・解除に関する事項、森林病虫害等の防除に関する事項などを審議いただく、森林法に基づく重要な機関でございます。</p> <p>今回お集まりいただきました森林転用調整部会では、森林法に基づく保安林の転用に係る解除、並びに保安林以外の森林の開発行為についてご審議いただくこととなっております。</p> <p>さて、ここで少し最近の情勢につきまして、2点ほどお話したいと思っております。</p> <p>林地開発制度につきましては委員の皆様も、ご承知のとおり、地域対象民有林において、1ヘクタールを超える開発を行うときは、知事の許可を要するということがされておりますが、ここ数年、全国的に太陽光発電施設の設置を目的とした開発が増加いたしておりまして、地域等で問題となるケースもあることから、林野庁においては、太陽光発電施設を目的とした開発につきましては、0.5ヘクタールを超えるものを規制する方向で今検討がなされておりました、昨日まで見直しに関するご意見等を広く募集していたところでございます。</p> <p>今後はいただいたご意見等を踏まえ、林野庁において、森林法施行令等の改正を行う程度を伺っておるところでございます。</p> <p>次に2点目でございますが、昨年7月に静岡県熱海市で発生いたしました土砂災害を受けまして、国から依頼のありました盛土による災害防止のための総点検を、昨年度実施したところでございますが、林地開発を受けて施工した、盛土を含め県内369ヶ所の調査を行いまして、その結果、不適切な事例はなかったとして、本年3月に国へ報告したところでございます。</p> <p>なおこの盛土の規制につきましては、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法、略称盛土規制</p>

	<p>法が、国の方で本年5月に成立いたしましたして、来年5月までに施行される予定となっております。</p> <p>現在国において、技術基準等の検討がなされているというところですが、県におきましてもこの盛土規制法との整合を図りながら、生活環境の保全の観点から、盛土等々の規制に関する条例についても、現在検討を進めているところでございます。</p> <p>さて、本日の議題でございますが、本日は、株式会社富士クリーンが、平成12年5月に林地開発の許可を受けまして、綾川町において開発を行っております、廃棄物の最終処分場について、株式会社富士クリーンにより、開発区域を5ヘクタール以上拡張するという変更の申請がありましたことから、その計画の内容と申請の内容につきまして、委員の皆様のご意見を伺うべく、開催することとなった次第でございます。</p> <p>本部会の開催につきましては、平成16年に小豆島における保安林の転用に係る解除についてご審議をお願いして以来、実に約18年ぶりの開催ということになりますが、委員の皆様方におかれましては、専門的なお立場から、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくご意見申し上げまして、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは引き続きまして、増田部会長からご挨拶いただきたいと存じます。</p> <p>おはようございます。さきほど森林転用調整部会が約18年ぶりの開催という発言がありました。私は以前、森林病虫害部会の委員をしておりましたが、この部会では初めて司会させていただくこととなります。</p> <p>今回、5ヘクタール以上の拡大という申請が出てきたようでございますので、皆様にご審議いただければと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本日もご出席いただいております委員は、7名中5名で、本審議会運営要綱の3に定められております委員の過半数の出席という、開会の定数要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、本日は森林法に基づく保安林以外の森林の開発行為に関する事項を審議いただきますので、本審議会開催要領の第2の規定により、非公開とさせていただきます。審議結果につきましては、部会終了後に資料提供いたします。</p> <p>それでは続いて本日の議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。本日もお配りしておりますのは、次第と、資料1といたしまして配席図。森林転用調整部会委員名簿。資料2といたしまして、森林転用調整</p>
司会 (鷲岡副課長)	
増田部会長	
司会 (鷲岡副課長)	

<p>増田部会長</p>	<p>部会開催の関係規程。資料3といたしまして、説明資料となっております。以上でございますが、不足している資料がございましたらお申し出いただけたらと思います。</p> <p>それでは、当審議会運営要綱の2によりまして、部会長が、会議の議長となると規定されておりますので、以後の議事進行は、増田部会長にお願いいたします。お願いいたします。</p> <p>それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず、議題に入ります前に、当審議会運営要綱の5に基づきまして、本日の審議会の議事録に署名していただく委員を指名させていただきます。木村部長のご挨拶にありまして、本部会の開催自体、平成16年以来ということでございまして、前例がないのですが、親委員会の森林審議会の方での署名の実績等を踏まえまして、本日の会議では、樋口委員と川口委員に議事録署名をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、審議に入りたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (渡邊課長)</p>	<p>事務局を務めております、みどり保全課、渡邊でございます。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは資料3により、諮問事項等についてご説明させていただきます。着座にてご説明させていただきます。お手元の資料3をご準備ください。</p> <p>資料につきましては、2アップとさせていただきます。上下のスライドごとに、右下に番号を付しております。説明箇所につきましては、このスライド番号でご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、1ページおめくりいただき、下段のスライド4をご覧ください。森林転用調整部会といたしましては、平成16年以降の開催ですので、林地開発制度の概要について簡単にご説明させていただきます。</p> <p>まず、林地開発許可制度の目的についてであります。森林は災害の防止、水源の涵養の環境の保全など、多様な公益的機能を有しております。林地開発許可制度は、森林の有するこれらの機能を保全するため、森林の無秩序な開発を防止し、その適切な利用を確保することを目的といたしております。</p> <p>次に、林地開発許可制度の内容についてであります。森林法及び同法施行令におきましては、民有林の森林整備や保全の目標などを定めております。地域森林計画、この地域森林計画の対象民有林において、1ヘクタールを超える開発をしようとするときは、あらかじめ知事の許可が必要である旨を規定しております。</p>

また、林地開発許可の申請があった場合、知事は、その内容について審査を行い、森林の有する災害の防止、ここでいう災害は、土砂災害と提供していただきたいと思ひます。災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全、の4つの要件に支障を及ぼす恐れがないと認めるときは、これを許可しなければならぬとされております。

次ページのスライド5をご覧ください。

林地開発許可申請の審査についてであります。県におきましては、森林法施行規則に基づき、林野庁が定めた許可基準の運用細則に沿って、審査基準及び技術基準を定めております。審査は、これらの基準に基づき行っております。また、関係機関の意見聴取につきましては、開発に伴う影響を専門的見地から慎重に判断できるように、また開発に伴う地元の意向を的確に反映させるため、森林法において、県森林審議会や関係市町長の意見を聴くことと規定されております。

今回諮問させていただいておりますのもこの規定によるものでございます。

1ページおめくりいただき、上段のスライド7をご覧ください。

本県における林地開発許可の状況についてであります。両括弧1の林地開発許可の状況は、林地開発許可中の案件を表してあり、8月22日現在、本日現在も同数でございますが、68件が許可中であり、それらの森林面積の合計は約416ヘクタールとなっております。主な開発目的別の内訳といたしましては、採石事業の実施による土石の採取が46件で最も多く、次いで、残土処分場が11件となっており、本日ご審議いただく産業廃棄物処分場の設置は6件となっております。

なお、主な開発目的で分類してありますため、太陽光発電の設置が0となっておりますが、この68件のうち3件、土石の採取後、太陽光発電の設置を行うことを目的としたものが1件、残土処分後、太陽光発電の設置を目的としているものが2件ございます。

両括弧2の林地開発許可件数の推移につきましては、各年度末現在における許可中の案件の推移を表してあり、平成27年度末に76件であったものが、令和3年度末には67件となっており、やや減少傾向となっております。なお、昨年度につきましては新規の許可が5件。一方で、完了したものが4件と、完了には至っておりませんが、事業者が事業譲渡などを検討中のため、許可期限の更新が行われてないものが1件ございます。

下段のスライド8をご覧ください。

ここからは、今回ご審議いただく諮問事項についてご説明させていただきます。次ページ上段、スライド9をご覧ください。株式会社富士クリーンに対します林地開発許可のこれまでの経過についてであります。林地開発許可申請が平成11年9月14日付で提出され、当時開発森林面積が13.9279ヘクタールと、5ヘクタールを超える内容でありましたことから、森林審議会森林転用調整部会におきましてご審議いただき、問題がないと

の答申をいただいたうえで、平成 12 年 5 月 15 日に林地開発を許可し、平成 15 年 1 月には駐車場用地工区の造成完了を確認いたしております。

また、現在、切土量の場合は 2 割以上の増加、当時は、1 割以上の増加を変更許可の対象としておりましたが、同年 7 月、切土量を、52 万 4800 立方メートルから 68 万 4400 立方メートルに変更することを許可しております。また、許可期間につきましては、計画自体は 30 年を要すると見込まれていたものの、その間、経済情勢等が大きく変化する可能性があったことから、許可期間は 10 年間としておりましたので、これまでに 2 回、許可期間の延長を認めております。

このほか、変更許可に至らない軽微な変更として、14 回変更届を受理し、また、林地開発許可では、事業者に対しまして、6 ヶ月ごとに施行状況の報告を義務づけており、報告書が提出されれば、現場確認を行いまして、報告の内容に問題がないか、場内の防災施設が適正に管理されているかなどについて調査いたしております。

今回申請のありました現場につきましては、廃棄物対策課と当課で連携して確認を行っており、これまで大きな問題等なく、適正に事業が行われているものと考えております。

下段のスライド 10 をご覧ください。

ご審議いただきます変更申請の内容についてであります。今回の変更は、令和 2 年 10 月 14 日付の開発許可からの変更となります。まず、申請者につきましては、株式会社富士クリーンで変更はございません。

開発行為の目的につきましても、産業・一般廃棄物処理施設、管理型最終処分場の建設で変更はございません。

なお、申請者は、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律に基づく産業廃棄物処分業を行うための許可を本年 6 月に更新いたしております。変更に至った理由といたしましては、処分場の残余容量が少なくなっていることから、廃棄物の適正処理を継続して行うには、処分場施設を増設する必要があるとのことであります。

1 ページおめくりいただき、上段のスライド 11 をご覧ください。

開発行為に係る、森林の所在場所につきましては、綾川町西分字山ノ上地内、位置図が小さく、申し訳ございませんが、県道府中琴南線沿い、首切峠から約 1 キロ北に位置し、現在の開発区域から主に南側へ拡張することに伴い、筆数が 14 筆で増加する計画となっております。

開発行為に係る森林の現況につきましては変更がなく、地況は標高 200 メートルから 400 メートル、傾斜角 10 度から 20 度、地質的には花崗岩類で、上層に向かって風化の進んだマサ土の土壌となっております。

また林況は天然林からなる部分と、ヒノキ人工林の部分がございす。このうち、ヒノキ人工林は綾川町が、県との分収造林契約に基づき、ヒノキの保育事業を行ってきたもので、株式会社富士クリーンの処分場拡張計

画を綾川町が了承した後、平成 31 年 4 月に、約 10.2 ヘクタールに及ぶ県との分収造林契約を解除いたしまして、令和元年 7 月に、町有地を富士クリーンへ売り払いしております。

下段のスライド 12 をご覧ください。

開発面積等についてであります。こちらにあります表には、事業区域面積と、開発森林区域面積をお示ししておりますが、事業区域面積は、開発をせず、森林として残す残置森林の区域を含めた面積であり、変更後は 34.768 ヘクタールと、14.5631 ヘクタールの増となっております。開発森林区域面積は、事業区域面積のうち、森林を伐採して開発を行う区域で、変更後は 24.7320 ヘクタールと、5 ヘクタールを超える 9.9200 ヘクタールの増となっております。

また、土地の権利の取得状況につきましては、開発森林区域面積の増加部分 9.9200 ヘクタールのうち、自社所有地が 5.1516 ヘクタールで、残りの 4.7684 ヘクタールにつきましては、すべて土地所有者から開発の施行同意書を取得しておりますことを申請書で確認いたしております。

次ページ上段スライド 13 をご覧ください。

変更前の現行の開発計画についてであります。この平面図は、変更前の現計画が完了した場合をお示ししており、周囲の緑の破線が事業区域の境界を表し、着色した部分が、開発森林区域、破線の内側で着色していない部分が、開発を行わない残置森林、着色した部分のうち、緑色の部分は、廃棄物の埋め立て、紫の部分は、廃棄物運搬用の作業車道、図の中央から、やや右下の茶色の部分は、廃棄物の選別場、点在する水色の部分は、防災のための洪水調整池兼沈砂池等で、青色の部分は切土して造成した法面を表しております。

平成 12 年から開発し、平成 14 年からは、廃棄物の埋め立てを開始して、一番低いところの高さ 220 メートルから、現在、図面の、白色で囲われた部分、高さ 280 メートルまで埋め立てが行われております。

下段のスライド 14 をご覧ください。

埋め立ての状況であります。持ち込まれた廃棄物を選別場において選別した後、廃物運搬用の作業車道を通って運搬し、埋め立てが行われております。その状況が、一番下の写真です。廃棄物の埋め立て部分は、浸出水が漏れ出すことがないように、遮水シートで囲われており、今回実施した立入検査におきましても、現地を確認いたしております。

また、廃棄物の埋め立ては、高さ 2.5 メートル、または 5 メートルごとに良質土で覆土して転圧することといたしており、その状況が右下の写真でございます。

さらに、法面となる部分につきましては、土堤を構築して、小段を施工するなど、処分場の安全性に留意して適正な埋立てを行っており、施工された法面は速やかに法面緑化を行うとともに、小段部にコンクリート製の

水路を施工して雨水を排水し、災害の防止に努めております。その状況が右上の方の写真でございます。

1 ページおめくりいただき、上段のスライド 15 をご覧ください。

変更後の計画平面図でございます。赤の破線は、変更後の事業区域の境界を表しており、緑の破線は変更前の事業区域の境界、そこから南部に拡張していることがご覧いただけたと思います。

また、着色している部分、着色が薄く白抜きのように見えるかもしれませんが、図の中央部からやや左下や、中央やや右の部分含めた部分が、変更後の開発森林区域で、赤の破線と開発森林区域の間の着色してない部分が、変更後の残置森林区域でございます。

中央部などの薄い緑色の部分が、廃棄物を埋め立てした後施工する法面、その中のピンクの部分が、廃棄物運搬用の作業道、中央部やや上の濃い緑の部分は開発中に苗木の植栽を行い、緑化を図る造成森林、点在する水色の部分は、洪水調整池兼沈砂池と浸出水調整池を表しております。

なお、変更後の埋め立ての最高点、図の中央部からやや左下の。白抜のように見える点の高さは 307 メートルとなっております。

下段のスライド 16 をご覧ください。

先ほどのスライド 15 でご確認いただいた、変更後の平面図に、今回の変更により、開発森林区域で増加する 9.9200 ヘクタールを黄色で表しております。変更前の南側の残置森林を含み、開発森林区域を南側に拡張させる計画となっており、この区域の開発用途といたしましては、図の左側から廃棄物の埋め立てによりできる平場、それに続く法面、それから法面の下の長方形が浸出水調整池、右端の三角形に近い形のもの、洪水調整池兼沈砂池となっております。

次ページ上段のスライド 17 をご覧ください。

こちらは空撮写真に変更後の事業区域等を反映したものでございます。撮影時期が 2 月のため、完成した法面の、緑化を確認しづらい写真となっておりますが、種子吹付を施工のうえ、今月行った現地確認の際、完成法面の緑化が進んでいることを確認いたしております。

下段のスライド 18 をご覧ください。

事業期間についてであります。全体の事業期間といたしましては、変更前は、平成 12 年 5 月 15 日から令和 7 年 10 月 13 日までの 305 ヶ月間としておりましたが、変更後は、令和 37 年 12 月までの 667 ヶ月とする計画となっております。一方で、今後、約 30 年という長期間を要する計画でありますことから、完成までの間に、経済情勢等が大きく変化することも考えられます。

このため、今回の変更申請では、許可期間を 10 年後までとし、その後の期間につきましては、10 年後の事業の進捗を確認した上で、開発期間の延長の可否を判断したいと考えており、また、事業量といたしましては、表にありますとおり、切土量は 71 万 9101 立方メートルから 137 万 5000 立方メートル、廃棄物の埋立量、これは廃棄物とそれを覆う土を合わせた量に

なりますが、196万2000立方メートルから365万8300立方メートルに、また、廃棄物埋立量に土堤等の量を加えた総埋立量は、238万9000立方メートルから429万6800立方メートルにそれぞれ増加すると試算しております。

1ページおめくりいただき、上段のスライド19をご覧ください。

変更後の施工計画の標準断面図で、左側が北、右側が南となります。変更前は薄く紫がかった左側分を埋め立てる計画で、現在、黒線でお示ししている現況高、280メートルまで埋め立てを行っており、進捗といたしましては、現埋め立て計画量の約9割に達しているとのことで、変更後の工程といたしましては、赤線でお示ししている変更許可時点の埋め立て高から、掘削を開始する高さまで廃棄物を一時的に撤去した上で、拡張する南側の山林の、立木を伐採し、掘削して掘り下げ、新たな処分場用地を造成する計画となっております。

なお、伐採したヒノキにつきましては、木材として利用してもらう予定で、一部はベンチや木材施設に利用することも考えると、申請者からは伺っております。また、掘削した土砂につきましては、場内に仮置きし、覆土や土堤として使用する計画となっております。

下段のスライド20をご覧ください。

スライド19でご説明した新たな処分場用地の造成工事に着手するには、主要な防災施設を施工し、県の完了検査に合格していただく必要がございます。この図は、防災計画と緑化計画を表しております。

まず、防災計画についてご説明させていただきます。雨水につきましては、法面の後段に敷設した水路に沿い、計画的に洪水調整池に導水し、下流の河川が洪水を起こさないよう、河川への放流量を調節するため、一旦貯水いたします。また、計画の洪水調整池は、土砂水がそのまま場外へ放流されることがないように、排水にまじった土砂を、底の部分に貯留させる沈砂池の機能をあわせ持つ構造となっております。

現計画における洪水調整池兼沈砂池5ヶ所はすでに設置済みで、拡張に伴い、変更申請では、洪水調整池兼沈砂池を図面の右端1ヶ所に新設する計画となっております。

また、造成中につきましては、土砂水を排水させないように、仮設の沈砂池を23ヶ所新設する計画となっております。なお、同系色で見分け難くなっておりますが、北側の図の方ですが、洪水調整池兼沈砂池の引き出し線がない長方形がございます。

これと、黄色着色部分の中の法面下のところ、図で申しますと法面の左の長方形、こちら浸出水調整池であります。廃棄物埋め立て部分は、底や斜面を遮水シートで囲われており、埋め立てられた廃棄物を通った浸出水が敷設した導水管により、これらの浸出水調整池に導水し、浄水施設にて汚水処理を行う必要があります。

こうした廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく審査につきましては、廃棄物対策課において審査をしており、問題は確認されていないと聞いております。

次に、緑化計画につきましては、完成した土堤の法面を順次、種子吹付により緑化を行います。また、変更により、開発森林面積が 24.7329 ヘクタールと、20 ヘクタールを超えますことから、法面の小段幅の広い部分を利用し、アラカシ、コナラ、クヌギ等の高さ 1 メートル以上の苗木を植栽し緩衝帯となる幅 30 メートルの造成森林帯、図面で申しますと、濃い緑の部分を設置する計画となっております。

残置森林につきましては、開発区域を南側へ拡張することに伴い、新たに、概ね 30 メートル幅の残置森林帯を配置し、開発中はもとより、完成後におきましても、申請者において、森林として適切に維持管理する計画となっており、申請者からは、人工造林の部分では、造林事業の実施も考えたとお聞きしております。

次ページ上段のスライド 21 をご覧ください。

この図は、スライド 20 でご説明した、洪水調整池における、雨水の集排水の流域を、洪水調節池ごとに色分けしたものでございます。洪水調整池の貯水容量は、単位時間に降る雨量を 30 年に 1 度の確率で起こりうる雨量とし、24 時間継続した場合でも、安全に集水できるように、流域の面積から降雨により開発から流入する量を計算しております。同様に、排出量につきましても、場外の水路から大きな河川に達するまで、安全に排水できるように、洪水調整池の排水孔の大きさを計算いたしております。

新たに造成する部分につきましては、緑色の流域を新設する、6 号調整池で調整いたしますとともに、水色の領域を、容量に余力のある、既設の 1 号調節池で調整する計画となっております。

下段のスライド 22 をご覧ください。

防災計画及び緑化計画の内容を、工種や種別ごとに表に表したものでございます。防災施設につきましては、沈砂池は、新たに仮設沈砂池を 23 ヶ所設置するとともに、洪水調整池を新たに 1 ヶ所新設いたします。これにより、6 ヶ所の総調整容量は 2 万 4525 立方メートルに増加いたします。

排水工は、法面の小段部分等に施工する水路工と、地中排水のための暗渠工を合わせて、変更後の総施工延長は 3 万 6366 メートル、種子吹付工による、法面保護工は 20 万 5800 平方メートルそれぞれ増加いたします。

土留工は、埋立てを行う場所の強度が必要な部分に施工するコンクリート擁壁工で、既設の 602 メートルから変更はございません。緑化計画につきましては、森林率、これは事業区域面積に占める残置森林及び造成森林の面積の割合ですが、森林率は、変更前の 27%から変更後は 30%に増加し、廃棄物処分場等の事業所の、開発における基準の下限 25%を超える森林率となっております。

ここまで管理型最終処分場建設に伴います造成工事や防災工事、緑化工事等についてご説明させていただきましたが、申請者においては、今後、事業完了までに要する事業費を約 50 億円と見込んでおります。

1 ページおめくりいただき、上段のスライド 23 をご覧ください。

審査の概要についてであります。まず、一般的な事項につきまして審査項目の順に説明させていただきます。計画内容の具体性につきましては、申請に必要な図書がすべて添付されており、具体性はあると考えております。土地の権利の取得状況につきましては、自社所有地以外の土地 15 筆すべてについて、所有者の施行同意書を取得しております。また、このうち 11 筆につきましては、送配電施設が設置され、四国電力株式会社が地役権を設定しておりました。申請者は、同社の施行同意も取得いたしております。

関係法令といたしましては、森林法のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が該当いたしております。許認可につきましては、産業廃棄物処理施設等変更協議の申請書が、本年 3 月末に申請者から県に提出されており、現在、廃棄物対策課において手続中でございます。

信用につきましては、申請者の過去二期分の決算報告の内容、法人税についての納税証明書、廃棄物処分業に係る資格証等を確認するとともに、申請者は、過去の林地開発許可におきまして、許可条件を遵守して施行しておりますことから、開発を適正に継続して実施するための施行能力を有していると考えております。

資金の調達につきましては、自社の預金残高証明と、融資証明書が申請書に添付されており、その合計額が事業費を超えておりますことから、問題ないと考えております。

開発行為の規模につきましては、産業廃棄物処理施設等変更協議における、廃棄物処分場の拡張に必要な区域と整合いたしており、また、10 年間で期間を区切った上で、申請書では、全体結果を示していただいていることから、適正であると考えてございます。周辺地域の森林施業に対する配慮につきましては、近接した場所には、林道や造林作業道等がなく、事業区域外における他社の森林作業に対する影響はないと考えております。周辺地域の住民の生活及び産業活動や活動への配慮につきましては、廃棄物処分場の拡張計画を、周辺 6 自治会に説明し、すべての自治会から、産業廃棄物処理施設変更同意書を取得しております。

また、防災計画及び緑化計画も基準を満たしており、適当であると考えております。残置森林等に係る権利取得につきましても、残置森林として設定する土地の所有者 8 名の方と、残置森林等の管理に関する誓約を締結しており、残置森林を適正に管理し、完了後も引き続き保全に努める旨を確認しております。

以上を踏まえまして、一般的事項につきましては、許可にあたって問題

はないと考えてございます。
下段のスライド24をご覧ください。

森林法第10条の2第2項の許可要件に関する技術的な要件についてご説明させていただきます。災害の防止につきましては、造成に係る土砂の移動量を初めとした各項目について審査し、技術基準に適合しておりますことを確認しております。

水害の防止につきましても、調整池が適切に設置され、技術基準に適合していることを確認いたしております。また、排水先となる西長柄川と大小屋川の河川管理者である県河川砂防課との事前協議も終了し、同意を得ていることを確認いたしております。

水の確保につきましては、周辺地域には利水対象がないことから、影響はないものと考えております。また、水利権者の同意につきましても、一次排水先の水路に係る水利組合が存在しておりませんので、水路の井堰4ヶ所の管理者である3名の方の同意を得ております。また、水質悪化の防止施設として、浸出水調整池及び沈砂池を設置する計画であることから、問題ないと考えております。

環境の保全につきましては、残置森林の配置及び森林率や、造成森林の植栽方法は、技術基準に適合しており、事業地外からの景観につきましても、残置森林の配置等により、問題はないと考えております。

このため、技術的な事項につきましても問題ないと考えております。なお、今回の変更申請につきましては、この審議会への諮問と並行して、綾川町に意見照会を行っております。文書での正式回答はまだ届いておりませんが、事前協議の段階では、問題はないと伺っております。

2ページ上段のスライド25をご覧ください。

森林法第10条の2第2項では、森林の開発行為により、当該森林の周辺の地域において、土砂の流出または崩壊その他の災害を発生する恐れがあること、当該機能に依存する地域における水害を発生する恐れがあること、当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼす恐れがあること、当該森林の周辺の地域における環境、著しく悪化させる恐れがあること、のいずれの要件にも該当しないと認められるときは、知事は申請を許可しなければならないとされております。

審査の結果、森林法第10条の2第2項各号に該当しないと認められますことから、審議をお願いしております今回の変更許可申請につきましては、下段のスライド26のとおり、許可が適当であろうと考えております。

なお、裏面のスライド27は、参考でございます。説明は割愛させていただきますが、先週開催されました産業廃棄物審議会におきましては、生活環境の安全上支障はないであろうと。ただ、やはり浸出水の管理には十分注意するよう審議の中でそういったお話があったと承っております。

長時間にわたる説明となり、誠に申し訳ございませんが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

増田部会長	はい。ありがとうございました。ただいま事務局からご説明いただきましたが、浸出水調整池は、従来1つあって、今度新しく新設されるのですが、下流への影響だとか、設置場所の検討はされたのですか。
事務局 (渡邊課長)	浸出水につきましては、廃棄物対策課の審査で問題がなかったと聞いております。
増田部会長	従来もこれで問題はなかったのですか。
事務局 (渡邊課長)	廃棄物対策課から特段の問題はなかったと聞いております。
木村部長	ちょっと補足させていただいてよろしいですか。産業廃棄物審議会の方でもその点が議論になったのですが、この最終処分場の浸出水は廃棄物を通っていますので、汚水になっておりますけれども、それについては、一旦調整池に貯めて、それを水処理して、それを焼却施設の冷却水として利用することで、放流はしていないという状況になっております。今回の拡張に当たりましては、集水面積が広がりますことから、1日の処理量を上げる、もしくは、その調整池の貯水容量を増やす、このどちらかをしなければならぬということでした。今回は、申請者の方が、浸出水調整池の貯水容量を大きくするというを選択し、ゲリラ豪雨等にも耐えることができるように設計をして、容量を確保していると説明を受けております。
増田部会長	やはり、地下で一応集めているわけですね。
木村部長	そうですね。はい。
東川委員	今回新設の浸出水調整池は、かなり大きな面積のようですけども、ここに集水された汚水は放流しないというような説明がありました。しかし、これがいっぱいになるとも限らないと思うのですが、その際は放流することになるのではないのでしょうか。
木村部長	一応焼却施設の冷却水に使うということで、通常は放流しないという設計です。
東川委員	冷却した水もどこかへ流さないといけないのではないですか。
木村部長	敷地内で利用し、放流はしません。
東川委員	池にはどんどんたまる一方だと思うのですが、それを全部、冷却循環用の水として使うということは有り得るのでしょうか。
木村部長	処理量、調整量を勘案して設計をしており、放流はしないと伺っております。なお、本件については、産業廃棄物審議会でご審議いただいております。

	<p>まして、調整池についてもきちんと管理するよにということで、点検であるとかの維持管理、水質の管理をきちっとするよ付帯意見がついて、ご審議されておるところでございます。</p>
増田部会長	<p>水量が増加して流すということはないですか。</p>
木村部長	<p>この最終処分場については、流しておりません。</p>
東川委員	<p>洪水調整池自体は、要するに川に放流という形ですよね。長柄ダムに流れ込むよな設計だと思うのですが、長柄ダムの嵩上げについては影響がないと考えてよろしいのでしょうか。</p>
事務局 (山津課長補佐)	<p>洪水調整池については、雨水等を一旦貯めて、排水量が増える割合等を計算して、下流への影響がないよに、量を調整して放流するということになっておりまして、現況におけるその計算について問題がないことを確認し、長柄川の水系について問題がないことを確認しております。</p>
東川委員	<p>30年に1度の雨量を想定して、というのは、行政の方からの説明の中でよく使われるのですが、30年に1度っていうのは、私の記憶では時間雨量にして、30ミリから50ミリぐらいの間の雨量だったかと思うのですが、最近ですと、その雨量もはるかに超えることが日常的に起きているよな状況の中で、これから調整池についても、そういった雨量で対応できるか継続して見ていっていただきたいと思っております。</p>
事務局 (渡邊課長)	<p>委員ご懸念のとおり、最近時間100ミリ等、普段思っていないよな雨量が降ることがあります。今回の設計は、30年に1度確率と申し上げましたけれども、その雨量が24時間続いたとしても、という前提で試算しております。</p>
東川委員	<p>わかりました。</p>
増田部会長	<p>浸出水の処理、洪水関係については、しっかり調査をやりながらチェックしていただければと思います。</p>
樋口委員	<p>この産業廃棄物の敷地というのは香川県では一番大きいのですか。順位はどのぐらいになるのですか。それと、環境についてですが、長年にわたり、地域の方からの文句なくやってらっしゃるのですか。今後も環境に対して、地域の方から厳しい声が挙がるのではないかと思うのですが。</p>
事務局 (山津課長補佐)	<p>廃棄物処分場の大きさにつきましては、産業廃棄物の関係で、林地開発許可を今行っている、稼働中の案件が6箇所あるのですが、その中で、この富士クリーンが、面積的には一番大きいです。</p>
樋口委員	<p>大きさはどれぐらい違うのですか。</p>

事務局 (山津課長補佐)	<p>現在開発している森林の面積が、変更前の富士クリーンで約 14 ヘクタール。残りの 5 箇所につきましては、約 1.6 ヘクタール、5.3 ヘクタール、3.0 ヘクタール、3.4 ヘクタール、3.2 ヘクタールとなっています。</p>
樋口委員	<p>やはり富士クリーンが一番大きいんですね。産廃を運んでくる経路の地域住民の環境は大丈夫なのですかね。</p>
木村部長	<p>そのあたりも、産業廃棄物審議会の方でも審議いただいております。はい。基本的にはその協力会社が、収集運搬をしておりますので、そちらの方へきちっと指導するというので、報告があったかと思えます。</p>
樋口委員	<p>どうしてもやはり産業廃棄物処理施設は必要なので、認めないといけませんし、非常に厳しいところと思うのですが、搬入路の県道 17 号なり、沿道状況も、配慮していただく必要があるかなと思えます。</p>
	<p>資料で、等高線も少しわかりにくくて、地形がはっきりわからないのですが、土質自体がマサ土になっているというところで、開発によって、マサ土というのは本当に雨に非常に弱くて、流出しやすい土質でもありますので、計画区域外へ流れないような方策はぜひとっていただきたいと思えます。</p>
事務局 (渡邊課長)	<p>今回、開発中につきましては、仮の沈砂池を 23 ヶ所増設する予定になっております。また洪水調整池については、沈砂池機能がありまして、排水孔を底より上げた形に設定して、一応、土砂が流れないような工夫をしております。私たちも、6月に1回、申請者から報告をもらって、現場に入ります。その都度確認します。</p>
東川委員	<p>熱海の災害のことが非常に印象というか、頭に残っておりますので、そういった災害がもう絶対ないような形で、監視も含めてお願いできたらと思えます。委員の立場としても、非常に重大な責任を持って審議をしていかなければいけないかなというところでもありますので、この点はぜひお願いできたらと思えます。</p>
川口委員	<p>種子吹付とはどのようなものですか。</p>
事務局 (山津課長補佐)	<p>廃棄物を埋め立てた後、土堤を築いた斜面が、雨水等によって流れてしまうことがないように、早期に斜面を緑化するため、芝の種子を機械で吹き付け定着させているものです。</p>
川口委員	<p>スライド 19 の横断図は、縦断測線でいうと何番の測線に該当しますか。</p>
事務局 (山津課長補佐)	<p>No. 10 の付近に該当します。</p>
増田部会長	<p>土砂の問題であり、水の問題であるというのを、事業を進めながら、作</p>

	<p>業を開始していく期間の中でもしっかり点検していくようにというご意見がありました。本件については、問題がなければ許可しなければならないということですので、答申案につきましては、事務局と、私の方で御一任いただいでよろしいですか。</p>
委員一同	はい。
増田部会長	<p>そのほか、ご意見はございますか。特にご意見はないようですので、本日予定の議事は終了いたしました。どうもありがとうございました。事務局にお返しいたします。</p>
司会 (鷺岡副課長)	<p>それでは以上をもちまして、香川県、森林審議会森林転用調整部会を閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。</p>